

高等学校等就学支援金等

令和8年度予算額
(前年度予算額)

5,824億円
4,074億円)

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 5,800億円
公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1億円
高等学校等就学支援金事務費交付金 24億円



文部科学省

背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

- 高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、教育の機会均等を図り、もって、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する。

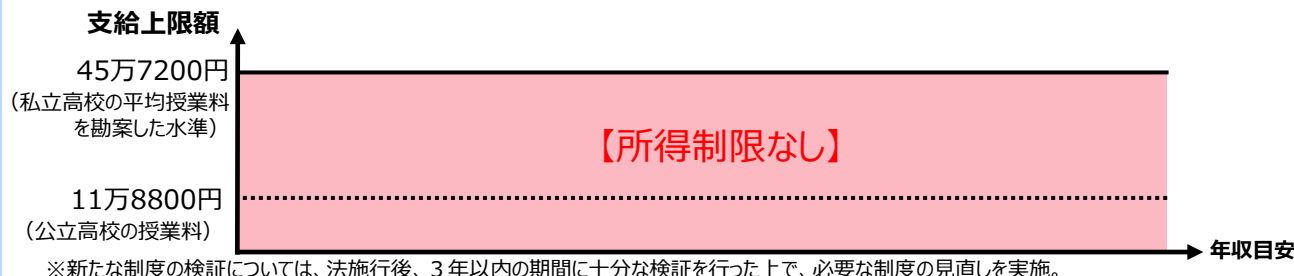
事業内容（事業実施期間：平成22年度～、【新制度】令和8年度～）

- ◆ 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チームによる三党合意（令和7年10月29日、令和7年12月18日）に基づき、いわゆる高校無償化については、我が国社会を担う人材育成のため、高校生等の授業料に充てる高等学校等就学支援金制度の拡充を図り、年収に関わらず、高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給。また、国と地方の役割分担の在り方を踏まえ、これまでの10/10国負担から1/4の都道府県負担を導入。

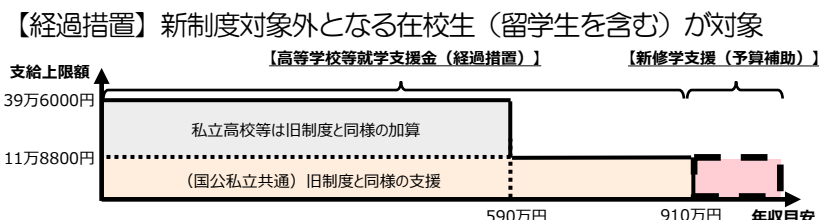
【新制度】 所得制限：なし
支給上限額：11万8800円（公立）、45万7200円（私立）

※ 国立高校等についても、実質無償。

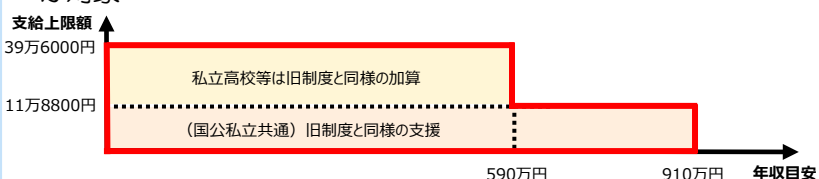
※ 私立高校等の通信制課程に通う生徒の支給上限額は33万7200円。



※ 新たな制度の検証については、法施行後、3年以内の期間に十分な検証を行った上で、必要な制度の見直しを実施。



【参考（予算補助）】新制度対象外となる新入生（留学生を除く）が対象



新制度対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

新制度対象者

上記の対象校種に在学し、日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。
①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

負担割合

公・私立高校等：国3/4、都道府県1/4
国立高校等：国10/10

(担当：初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室)

高等学校等就学支援金・新制度における国籍・在留資格等に関する本人確認手段（例）

区分	該当例		在留期間	支援金の支給	（参考） 高等学校等就学支援金等 の支給限度額	主な本人確認手段 「個人番号カード」の コピー以外のもの
①日本国籍を有する者	日本人、日本に帰化した外国人		—	支給対象	支給限度額・年額(※3) 45.72万円	● 住民票の写し（原本）
②特別永住者	特別永住者として本邦に在留する者		無期限	支給対象	支給限度額・年額(※3) 45.72万円	● 住民票の写し（原本）(※1)又は「特別永住者証明書」のコピー
③永住者等(※2)	永住者	法務大臣から永住の許可を得た者	無期限	支給対象	支給限度額・年額(※3) 45.72万円	● 住民票の写し（原本）又は「在留カード」のコピー
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、子、特別養子	5年、3年、1年又は6月			
	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月			
④定住者(※2)	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者（第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等）		5年、3年、1年又は6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	定住者のうち、「将来永住する意思があると認められた者」は、支給対象	[[支給対象の場合]] ● 支給限度額・年額(※3) 45.72万円	● 住民票の写し（原本）又は「在留カード」のコピー
⑤家族滞在(※2)	教授、芸術等の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など		法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	家族滞在のうち、「小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者」は、支給対象	[[支給対象外の場合]] ①新制度対象外の <u>在校生</u> （留学生含む）には、旧制度の支援を継続。 ②新制度対象外の <u>新入生</u> （留学生除く）には、旧制度と同等の水準の予算措置を実施。 ③①及び②の場合の支給限度額・年額 39.6万円又は11.88万円(※4)	● 住民票の写し又は「在留カード」のコピー ● 小・中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
⑥右記の在留資格により在留する者(※2)	・ 外交、公用 ・ 文化活動 ・ 留学、研修 ・ 特定活動 等		区分の内容に応じて15日から5年の期間	支給対象外		● 住民票の写し又は「在留カード」のコピー

※1 国籍が「日本国以外」の場合は、国籍・在留資格・在留期間等の情報等が記載されたもの。

※2 在留資格の取得・変更・更新は、全て法務大臣の許可が必要。

※3 支給限度額は、国公私立の別、学校種別で異なる。（高等学校の例）国立11.52万円、公立11.88万円、私立(全日制)45.72万円、私立(通信制)33.72万円。

※4 新制度対象外の生徒への支援における支給限度額は、国公私立の別、学校種別、親権者の収入の状況で異なる。（私立高等学校の例）年収590万円未満の場合39.6万円、年収910万円以上の場合11.88万円。

高等学校等就学支援金・新制度における支給限度額（年額）

区分	国立	公立	私立
高等学校全日制	115,200	118,800	457,200
高等学校定時制	(115,200)	32,400	457,200
高等学校通信制	(115,200)	6,240	337,200
中等教育学校後期課程	115,200	118,800	457,200
特別支援学校高等部	4,800	4,800	457,200
高等専門学校	234,600	234,600	457,200
専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	(166,800)	457,200	457,200
専修学校 高等課程・一般課程 夜間等学科	(166,800)	(457,200)	457,200
専修学校 高等課程・一般課程 通信制学科	(166,800)	(337,200)	337,200
各種学校	(115,200)	457,200	457,200
特定教育施設	118,800	(457,200)	(457,200)

※括弧書きは実際には存在しないもの。

高等学校等就学支援金・新制度 支給期間・支給限度額

		公立		私立	
		定額授業料の場合	単位制授業料の場合	定額授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	支給期間	36 月	36 月	36 月	36 月
	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※2	38,100 円/月	18,528 円/単位 ※2
高等学校 定時制	支給期間	48 月	48 月	48 月	48 月
	支給限度額	2,700 円/月	1,740 円/単位 ※2	38,100 円/月	18,528 円/単位 ※2
高等学校 通信制	支給期間	48 月	48 月	48 月	48 月
	支給限度額	520 円/月	336 円/単位 ※2	28,100 円/月	13,668 円/単位 ※2
中等教育学校 後期課程	支給期間	36 月	36 月	36 月	36 月
	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※2	38,100 円/月	18,528 円/単位 ※2
特別支援学校 高等部	支給期間	36 月	—	36 月	—
	支給限度額	400 円/月	—	38,100 円/月	—
高等専門学校 (1～3学年)	支給期間	36 月	—	36 月	—
	支給限度額	19,550 円/月	—	38,100 円/月	—
専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	支給期間	36 月	36 月	36 月	36 月
	支給限度額	38,100 円/月	18,528 円/単位 ※2	38,100 円/月	18,528 円/単位 ※2
専修学校 高等課程・一般課程 夜間等学科	支給期間	(48 月)	(48 月)	48 月	48 月
	支給限度額	(38,100円/月) ※1	(18,528 円/単位) ※1、2	38,100 円/月	18,528 円/単位 ※2
専修学校 高等課程・一般課程 通信制学科	支給期間	(48 月)	(48 月)	48 月	48 月
	支給限度額	(28,100円/月) ※1	(13,668 円/単位) ※1、2	28,100 円/月	13,668 円/単位 ※2
各種学校	支給期間	36 月	—	36 月	—
	支給限度額	38,100円/月	—	38,100 円/月	—

※1 括弧書きは実際には存在しないもの

※2 通算74単位、年間30単位まで

【参考】令和2～7年度の高等学校等就学支援金における支給限度額（年額）

区分	国立		公立		私立	
	590万円未満	590万円以上 910万円未満	590万円未満	590万円以上 910万円未満	590万円未満	590万円以上 910万円未満
高等学校全日制	115,200	115,200	118,800	118,800	396,000	118,800
高等学校定時制	(115,200)	(115,200)	32,400	32,400	396,000	118,800
高等学校通信制	(115,200)	(115,200)	6,240	6,240	297,000	118,800
中等教育学校後期課程	115,200	115,200	118,800	118,800	396,000	118,800
特別支援学校高等部	4,800	4,800	4,800	4,800	396,000	118,800
高等専門学校	234,600	118,800	234,600	118,800	396,000	118,800
専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	(118,800)	(118,800)	396,000	118,800	396,000	118,800
専修学校 高等課程・一般課程 夜間等学科	(118,800)	(118,800)	(396,000)	(118,800)	396,000	118,800
専修学校 高等課程・一般課程 通信制学科	(118,800)	(118,800)	(297,000)	(118,800)	297,000	118,800
各種学校	(118,800)	(118,800)	118,800	118,800	396,000	118,800
各省所管学校	118,800	118,800	—	—	—	—

※括弧書きは実際には存在しないもの

高校生等・新修学支援 (就学支援金新制度対象外となる外国籍生徒等への修学支援)

令和8年度予算額

13億円
(新規)

文部科学省

事業趣旨

- 「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について（令和7年10月29日 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）」において、これまで高等学校等就学支援金制度で対象としていた外国籍生徒及び外国人学校の扱いについて、「現行制度の受給資格を見直し、在留資格を要件とする制度を導入することし、高等教育の修学支援新制度と同様に「留学等」の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とする。また、各種学校のうち外国人学校を指定する制度については、廃止する。」とされた。
- その上で、「在校生（留学生を含む）については、在学関係が続く限り現行制度による支援を継続する。新入生については、従前の制度では支給対象となっていた者（留学生を除く）には、収入要件の設定を含めて現行制度による支援と同等の水準で支援する」こととされたことを踏まえ、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対して補助する。

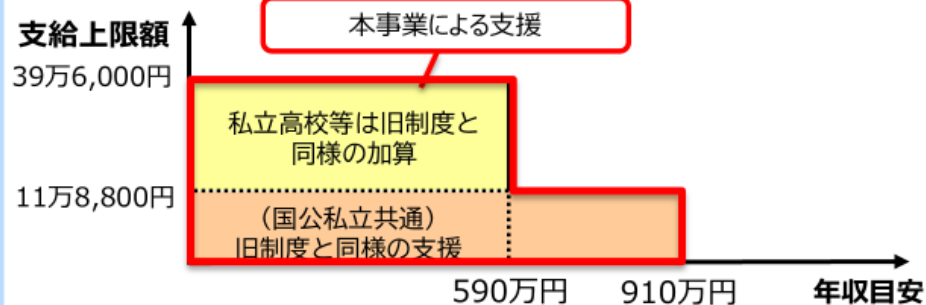
事業内容

- 高等学校等就学支援金制度の見直しに伴い、新制度の対象外となる外国籍及び外国人学校の生徒に対して、旧制度と同等の水準で、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対して所要額の3/4を補助する。（高等学校等修学支援事業費補助金）

① R8新入生対象

（就学支援金新制度対象外の外国籍及び外国人学校の生徒）※留学生除く

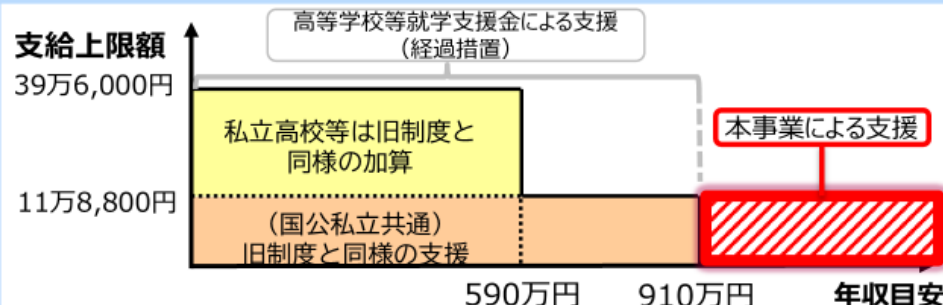
- ◆令和8年4月以降に入学する生徒のうち、就学支援金の旧制度であれば、支給対象となりうる年収約910万円未満世帯の生徒（留学生除く）を対象に、上限39.6万円／年の授業料に係る支援金を支給する場合



② R8在校生対象

（就学支援金新制度対象外で経過措置が適用される外国籍及び外国人学校の生徒）※留学生含む

- ◆令和8年3月末から引き続き高等学校等に在籍する生徒（在校生。留学生含む）であって、旧制度であれば就学支援金の所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の生徒等を対象に、上限11.88万円／年の授業料に係る支援金を支給する場合



対象校種

旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）

対象者

就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒

補助対象経費

都道府県が行う本事業に要する経費（事務費含む）
※国立高校等は国が事業を実施

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

負担割合

公・私立高校等：国3/4、都道府県1/4
国立高校等：国10/10

（担当：初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室）